

『養父市標準小作料について』

養父市農業委員会では、農地法に基づき小作料の標準額を次のとおり定めています。

なお、この適用期間は平成19年3月31日までです。

①小作料の金額 (10aあたり)

農地の区分	田					畑
	A	B	C	D	E	
標準小作料の額 (円)	10,000	8,000	5,000	3,000	1,000	1,000



②土地の区分(ほ場整備田)

A	B区分以外の旧八鹿町の区域、小城、藪崎、大藪(千石田分)、養父市場、大塚、堀畑、上箇、鉄屋米地
B	九鹿～椿色、岩崎、大江、建屋、能座、森、三谷、船谷、大坪、稲津、浅野、新津、玉見、左近山、十二所、宮垣、樽見、中、由良、夏梅、加保、大屋市場、山路、笠谷、大杉、糸原(向代、上ミノノ)、宮本(高取、中村、池田、新田、坂本、段ノ下)、門野(本田)、蔵垣、三宅、大谷、万久里、尾崎、関宮、吉井、中瀬
C	長野、餅耕地、畑、上野、中米地、奥米地、大藪(山田分)、出合、轟、安井、鶴縄、外野
D	糸原(芝、大津田、坂尻口)、宮本(中島、川端、行谷口、家ノ向、堂ノ向、鳥穴口)、門野(門野垣地)、須西、和田、筏、中間、栗ノ下、別宮、葛畑

③土地の区分(未整備田)

B	十二所(ほ場整備可能田)、広谷、上野、藪崎、養父市場、口米地
C	八鹿、下網場、上網場、九鹿、小佐、小山、国木、高柳(野原、岸ノ下)、坂本、浅間(神宮田井、四田谷)、前記に定めのないこれに準ずる旧八鹿町内の土地、森(ほ場整備可能田)、左近山(ほ場整備可能田)、伊豆、建屋、三宅、大谷、万久里、尾崎、関宮、吉井、中瀬、出合、轟、安井、鶴縄、小路頃、川原場
D	長野、餅耕地、森(C区分以外)、三谷、畑、新津、左近山(C区分以外)、十二所(B区分以外)、奥米地、中米地、旧養父町内の山田、宮垣(穴虫、奥田、縄手、越前、下湯、姫ノ宮、迎山、コイダハ、高江)、樽見(上川原、中川原、六反、腰前、百合ヶ平)、中・由良(中島、川尻、宮ノ前、流田、ウツイノ、島崎、角田、岸ノ通、藤尾、下川原、大栗、二丁田、長屋前、長屋通、由良前、西ノ下タ、ホキ詰、池ノ尻、水谷、棕本、寺ノ前、五反田、深田、場口、早稲田、由良ノ下モ)、夏梅、加保(山端、宮西、鳥川原、東川、馬場崎、向田、下坪、田中、宮ノ前、向山田、原山田、中山田、坂口)、大屋市場(中島、オノ木、立道、八代)、山路、笠谷、糸原(上ミノノ)、宮本(高取、舟戸)
E	舞狂、石原、日畑、高柳(上山田、下山田)、今滝寺、坂本(蔵谷)、大江(森ノ下、ロクロ谷)、上小田(大谷下モ、水末)、青山、三谷、前記に定めのないこれに準ずる旧八鹿町内の土地、宮垣(D区分以外)、上山、樽見(D区分以外)、中・由良(D区分以外)、加保(加保坂、ヒシロ)、大屋市場(草谷、天神)、大杉、糸原(家ノ奥、坂尻)、宮本(D区分以外)、門野、須西、和田、蔵垣、筏、栗ノ下、中間、若杉、横行、葛畑、別宮、外野、草出、梨ヶ原、丹戸、奈良尾、福定、大久保、旧関宮町内の山田

◆この小作料は、水稻を作付けする場合の標準額です。

◆その他作物を作付けする場合、不整形・小区画地等耕作条件不利農地にかかる小作料については、その状況に応じ、貸し手と借り手双方の協議で決めてください。

新しい時代を担う体方づくり

市職員・市民を対象にした行政改革講演会を開催

第15回

7月18日、八鹿老人福祉センターで養父市行政改革講演会を開催しました。

これは、市民や市職員に国の行政改革の動きを知ってもらったうえで、養父市の課題について一緒に考えてもらいたいという目的で、市役所のまちづくり推進本部が、関西学院大学大学院教授の小西砂千夫氏を講師に招いて開催したものです。

当日は、市民や市職員（午前・午後ともそれぞれ90人）が集まるなか、養父市財政課長から平成17年度決算の説明がされ、続いて小西教授から「国の地方財政改革の動きと本市の課題」と題した講演を聴きました。今月号では、講演内容の概要についてお知らせします。

◎養父市をとりまく状況 (国の動きについて)

地方分権を進めるために、国が関与のある国庫補助負担金や地方交付税を地方税として税源移譲し、地方の自由度を高めるのが「三位一体の改革」です。しかし、養父市のように税収があまり見込めない自治体では、入ってくるお金が減ってしまい、財政はより厳しくなっています。

さらに、この7月7日に「経済財政運営と構造改革に関する基本方針」、いわゆる「骨太の方針2006」が閣議決定されました。これは、今後5年間の財政改革のビジョンで、地方財政の総額を今後5年間で5兆円削減する内容になっています。平成13年度で90兆円であったものが平成18年度に83兆円

になり、今後5年間でさらに5兆円圧縮されるとすると、本市のように地方交付税や補助金への依存度が高い自治体財政に及ぼす影響は大きく、一層財政状況を悪化させることが考えられます。

また、竹中総務大臣の私的諮問機関である「地方分権21世紀ビジョン懇談会」の報告書によれば、10年後の国と地方の税収比を現在の「6対4」から「4対6」に近い水準にするとされており、こうなれば地方交付税制度そのものが存在しえない状態になりかねません。

これらを踏まえると、地方自治体は「地方が困れば、国が何とかしてくれ」「国は地方を見捨てたりはしない」という期待を、即座に捨てなければなりません。

◎養父市の課題について

国の厳しい財政改革の影響は、財政力の弱い自治体ほど受けやすくなっています。

国が地方自治体の財政を自主運営でざる状態を「1・0」と示した財政力指数では、本市は「0・267」で、1年間に必要な経費の4分の1しか自力でまかなえません。

一方、借金は670億円もあり、借金返済が市の財政を圧迫し、硬直化させています。この借金を測る指標に起債制限比率というものがありますが、これでいくと本市の適正な数値は「8%」くらいですが、平成17年度決算では「12%」と、4%も超過しています。年間の返済額は30億円に上っているうえに、学校整備等の必要な事業は実施し

ていかなければならないので、厳しい債務管理を行っていかないと、すぐに借金が増え、市の貯金である財政調整基金が減る可能性があります。

現在、借金返済のための財源の多くを地方交付税でまかなっていますが、毎年4億円程度が不足しており、本来さまざまな事業を行うための税収を食い込む状況が続いています。このままでは5、6年で貯金が底をつく可能性がありそうです。そうなるに財政再建団体に転落する心配がでてきます。

このように、養父市の財政は極めて厳しい状況にあることに加え、合併して間もないことから今後にも必要な事業は実施していかなくてはなりません。市では、行政改革で削減できるところは削減しており、職員の給与も県内で最下位ですが、持続可能な「まち」にしていくためには、一層の改革が不可欠です。

市職員は、この危機を回避するため、次のような姿勢を持たなければなりません。

- 「国が何とかしてくれ」という意識を捨てること。
- しっかりとした政策決定のルールをつくり、知恵を出し合って市役所の運営を行うこと。

地域の自治権を奪われる財政再建団体には、絶対に転落してはなりません。